

静岡県人事委員会は、静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

#### 静岡県人事委員会規則7-1236

静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-29）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 10 (略)	附 則 10 (略) <u>(新型コロナウイルス感染症対処作業手当の支給額の減額等の特例)</u> 11 条例附則第7項の適用については、 <u>第6条第1項及び第3項の規定は適用しない。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和2年4月2日から適用する。